

## 富岡町社会体育施設 LED 照明更新事業仕様書

1. 業務名 富岡町社会体育施設 LED 照明更新事業
2. 業務の目的  
富岡町社会体育施設の照明について蛍光灯から LED に更新を行い、電気使用量の低減、機能改善を行うことを目的とする。
3. 業務期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで (LED 照明更新)  
LED 照明更新着手後、賃貸借契約の開始
4. 施工場所 富岡町社会体育施設 福島県双葉郡富岡町小浜地内
5. 施工施設の箇所
  - (1) ふれあいドーム
  - (2) 武道館
  - (3) 多目的グラウンド
  - (4) その他敷地内街灯等その他体育施設敷地内で更新が必要となる場合、町と受託者で協議し決定する。
6. 事業に係る費用  
事業にかかる費用は、総額 60,000 千円 (税込み) を上限目安とし、契約締結日から令和 17 年 3 月 31 日までの賃貸借契約で費用を支払うものとする。
7. 業務内容
  - (1) 富岡町社会体育施設照明設備更新 (灯具・安定器等を含む)
    - ① 施設の予備調査
    - ② 照明設備更新 (別紙更新箇所位置図の通り)
    - ③ 賃貸借契約の開始 (契約締結日～令和 17 年 3 月 31 日)※各工程が終了した段階で発注者の承認を得て次工程に移ること
8. 業務の処理等
  - (1) 一般事項
    - ① 受託者は、設計にあたり、富岡町及び町の指定する監修者等と十分に相互調整し、その指示に従って業務を行うこと。
    - ② 設計は、関係法令等に適合するものであること。
    - ③ 業務遂行に必要な資料は、必要に応じ町が提供または貸与する。但し、町が保有しない資料については、町と受託者が協議の上、適切な方法で対処するものとする。また、改修設計及び改修工事においてはより改修経費や耐震化などについてより効率的な技術提案を組み入れること。
    - ④ 建築設計については建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に

規定する一級建築士の承認を得ること。

- ⑤ 設計共同体は自主設計とし構成員数は複数社とするが、設計共同体の代表者を必ず明記すること。

(2) 協議、打合せ等

- ① 受託者は、業務の実施にあたり、業務工程表に基づいて、必要な協議・打合せを実施すること。
- ② 受託者は、業務の詳細及びその作業の範囲について、町と事前に十分な協議を行い、業務を的確に達成すること。
- ③ 町と受託者双方の出席により打合せ等を実施した場合は、受託者は当該打合せ等の議事録を作成し、町に提出すること。

(3) その他の留意事項

- ① 本業務に関する情報・資料等を他に漏らすことなく、秘密を厳守すること。

9. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、次の書類を町に提出すること。書式は町から特定の指示がない場合は任意とする。
  - ① 業務着手届
  - ② 業務工程表
  - ③ 管理技術者選任届
- (2) 受託者は、業務を完了した時は、委託業務完了通知書を町に提出すること。

10. 業務の成果品

- (1) 施工箇所を記した竣工図面・竣工写真

11. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合については、契約約款によるもののほか、町と受託者で誠意を持って協議の上、決定すること。